

## 「スマートフードチェーンプラットフォームにおける新規ソリューションの募集」

### － 募集要項 －

#### 1. はじめに

慶應義塾大学 SFC 研究所は、「戦略的イノベーション創造プログラム（スマートバイオ産業・農業基盤技術）」において、農林水産物の生産から流通・消費までを繋ぐスマートフードチェーンプラットフォームの構築と社会実装を推進しています。

現在、コンソーシアムメンバーを対象に、試験システムにおいてスマートフードチェーンの川上（生産や出荷等）から川中・川下（流通・販売・輸出等）まで、一気通貫した検証を実施しておりますが、今回、本事業の一環として、本事業で構築しているスマートフードチェーンプラットフォームの社会実装に向けて、コンソーシアムメンバーに限らない、外部からの新規組織の参入を目的とし、スマートフードチェーンにおける新規ソリューションを募集することといたしました。

参考1：戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）「スマートバイオ産業・農業基盤技術」

研究開発計画 [https://www8.cao.go.jp/cstp/gaiyo/sip/keikaku2/7\\_smartbio.pdf](https://www8.cao.go.jp/cstp/gaiyo/sip/keikaku2/7_smartbio.pdf)

参考2：戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）「スマートバイオ産業・農業基盤技術」

公募要領 <http://www.naro.affrc.go.jp/laboratory/brain/sip/sip2/koubo/index.html>

（コンソーシアムメンバー：「戦略的イノベーション創造プログラム（スマートバイオ産業・農業基盤技術）」の研究グループで設立したスマートフードチェーンコンソーシアムに参画している構成員）

#### 2. 応募資格

以下のいずれにも該当する法人（民間企業、社団法人、非営利法人等）

- （1）スマートフードチェーンプラットフォーム（ukabis）へのデータ連携により抽出した課題に対するソリューションの実証計画を有していること
- （2）農業・食品流通に関連した取組の実績を有していること

#### 3. 募集内容と条件

##### （1）募集内容

スマートフードチェーンプラットフォームにおける新規ソリューション 6件程度

##### （2）募集条件

- ・ 新規ソリューションの対象とする課題がスマートフードチェーンの高度化にあたり、有意義なものであること
- ・ 見積金額：税込 500 万円未満/件

- ・ 実施期間：2022年5月25日（予定）から2023年1月16日まで
- ・ 新規ソリューションは、スマートフードチェーンプラットフォーム（ukabis）に接続できるものとする
- ・ 接続テストを協力機関である株式会社ネクストスケープの協力のもと行うこと
- ・ 実施機関は、スマートフードチェーンコンソーシアムの協力機関になるとともに、今年度事業として成果を報告すること
- ・ 契約締結にあたっては、慶應義塾大学から提示する業務請負契約書（別添資料1）に合意できること
- ・ 民間企業の場合、戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）「スマートバイオ産業・農業基盤技術」公募要領5に定める民間投資による取り組みも検討すること

#### 4. 応募締切

2022年5月13日（金）17:00 必着

#### 5. 提出書類及び提出方法

別添に示す応募様式及びお見積書、必要に応じて参考資料を添付のうえ、電子メールにてご提出ください。

#### 6. 選定方法

応募いただいた提案につきましては、スマートフードチェーンコンソーシアム大項目1のグループリーダー等から構成される審査委員会におきまして、以下の選定基準に基づき審査を行い、提案ソリューションの具体性や先導性等を総合的に勘案し、社会実装に取り組む新規ソリューションを選定します。

- (ア) スマートフードチェーンプラットフォームがめざす方向との整合性
- (イ) 提案ソリューションの技術的な先導性
- (ウ) 提案ソリューションの実現可能性
- (エ) 提案ソリューションの実用化・事業化・普及に向けた具体的な構想及び期待される効果
- (オ) 提案業務に係る予算の妥当性
- (カ) 提案者の技術能力及び、予算の執行に関する管理能力

必要に応じ、追加の資料提出やヒアリング等をお願いする場合があります。

選定結果は決定後、2022年5月20日（金）までに、お知らせします。

（大項目1：スマートフードチェーンコンソーシアムが取り組んでいる3つの研究項目のうちの1つである「生産から流通・消費までのデータ連携を可能とする基盤技術の開発」）

7. 応募先および書類記載等に関するお問い合わせ先

慶應義塾大学 湘南藤沢キャンパス 神成研究室

E-mail : [kaminari-core@sfc.keio.ac.jp](mailto:kaminari-core@sfc.keio.ac.jp)

「スマートフードチェーンプラットフォームにおける新規ソリューションの検討」は、戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）「スマートバイオ産業・農業基盤技術」（管理人：生研支援センター）の一環として、実施いたします。

(別添)

## 1. 応募様式

A. 提案の名称	
B. 応募主体の名称	
C. 連絡先 (担当者)	(部 署) (担当者名) (住 所) (電 話) (Eメール)
D. 過去5年間の 関連事業実績	●●事業 ●●事業
E. 新規ソリューションのねらい	※ 新規ソリューションのねらい、ukabisと接続する意義について簡潔に記載してください。
F. 新規ソリューションの概要	※ 新規ソリューションの機能構成、想定される運用方法について記入してください。
G. 新規ソリューションの検討の進め方	※ 新規ソリューションのスケジュール、体制、想定される課題と対応方法等について記入してください。
H. 新規ソリューションの効果	※ 新規ソリューションの期待される効果について記入してください。
I. その他	※ 新規ソリューションの意義、開発の実効性等、特筆すべき提案事項がありましたら記入してください。

## 2. お見積書

- (1) 見積書宛名：慶應義塾大学
- (2) 見積書件名：スマートフードチェーンプラットフォームにおける  
新規ソリューションの検討
- (3) 見積範囲：上記の新規ソリューションの検討にあたり必要な費用
- (4) 実施期間：2022年5月25日（予定）から2023年1月16日まで
- (5) 見積書様式・内容
  - ・書式は、参加者の仕様による
  - ・提出見積書の内容は、「総金額を一筆に示した鑑」「見積内訳書」とする
  - ・見積書の鑑には、研究資金名「戦略的イノベーション創造プログラム  
（スマートバイオ産業農業基盤技術）」と記載すること
  - ・見積書の鑑には、消費税を含む総金額を一筆で示すこと
  - ・見積内訳には、発注仕様書（別添資料2）の「3. 発注業務の内容」ごとに積算  
すること
  - ・細目などの数量欄に「一式」・「1組」などの表示は用いない
  - ・諸経費など一定比率で算出せざるをえないものについては、その比率、もしくは  
算出方法などを備考欄に表示する。なお、端数調整を行う場合は、その旨を表示  
する（切り上げ不可）
- (6) その他
  - ・外注費は、原則として、見積金額の2分の1未満とすること
  - ・コンソーシアムの構成員が応募する場合は、利益排除を行うこと

## 別添資料 1

### 業務請負契約書（案）

学校法人慶應義塾（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）は、甲が参加するスマートフードチェーンコンソーシアムにおいて受託した「戦略的イノベーション創造プログラム（スマートバイオ産業・農業基盤技術）」における「生産から流通・消費までのデータ連携により最適化を可能とするスマートフードチェーンの構築」に関して、「スマートフードチェーンプラットフォームにおける新規ソリューションの検討」について次のとおり契約を締結する。

#### （目的）

第 1 条 甲は、「スマートフードチェーンプラットフォームにおける新規ソリューションの検討」（以下「請負業務」という。）を乙に発注し、乙はこれを請負うものとする。

#### （請負業務の内容）

第 2 条 乙は、以下の項目について請負業務を行うものとする。

- (1) ukabis におけるソリューションの検討
- (2) ukabis へのデータ連携による実証  
（詳細は別紙仕様書を参照）

#### （実施責任者）

第 3 条 甲及び乙は、請負業務を実施する責任者（以下「実施責任者」という。）を定め、相手方に通知するものとする。

2 甲の実施責任者は、次の各号の事項を行うものとする。

- (1) 請負業務に関する乙への指示
- (2) 請負業務に関する乙からの報告確認及び乙への通知
- (3) 請負業務内容の確認
- (4) その他請負業務に関連する事項

3 乙の実施責任者は、次の各号の事項を行うものとする。

- (1) 乙の実施担当者への指示管理
- (2) 請負業務に関する甲への報告及び通知
- (3) その他請負業務に関連する事項

4 甲及び乙は、本契約に定めた事項の他、相手方からの要請、指示等の受理及び相手方への依頼その他相手方との連絡、確認等については、原則として実施責任者を通じて行うものとする。

#### （知的所有権の範囲）

第 4 条 本契約において「知的所有権」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 特許法（昭和 34 年法律第 121 号）に規定する特許権（以下「特許権」という。）、実用新案法（昭和 34 年法律第 123 号）に規定する実用新案権（以下「実用新案権」という。）、意匠法（昭和 34 年法律第 125 号）に規定する意匠権（以下「意匠権」という。）、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和 60 年法律第 43 号）に規定する回路配置利用権（以下「回路配置利用権」という。）、種苗法（平成 10 年法律第 83 号）に規定する育成者権（以下「育成者権」という。）及び外国における上記各権利に相当する権利（以下「工業所有権」と総称する。）

(2) 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律第3条第1項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法第3条に規定する品種登録を受ける地位及び外国における上記各権利に相当する権利（以下「工業所有権を受ける権利」と総称する。）

(3) 著作権法（昭和45年法律第48号）に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物（以下「プログラム等」という。）の著作権並びに外国における上記各権利に相当する権利（以下「プログラム等の著作権」と総称する。）

(4) 前三号に掲げる権利の対象とならない技術情報のうち秘匿することが可能なものであって、かつ、財産的価値のあるものの中から、甲乙協議の上、特に指定するもの（以下「ノウハウ」という。）を使用する権利

2 本契約において、「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権、回路配置利用権及びプログラム等の著作権の対象となるものについては創作、育成者権の対象となるものについては育成並びにノウハウを使用する権利の対象となるものについては案出をいう。

3 本契約において知的所有権の「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第3項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第4項に定める行為、著作権法第2条第1項第15号及び同項第19号に定める行為並びにノウハウの使用をいう。

(知的所有権の帰属等)

第5条 甲は乙から請負業務に関する知的所有権を譲り受けるものとする。

但し、従前から乙が保有していた知的所有権は除く。

(資料等の提供)

第6条 甲は、乙から甲に対し請負業務の遂行上必要となる資料等の提供の請求があった場合、甲乙協議の上乙に対し無償でこれらの資料等を提供することとする。

2 乙は、甲から提供を受けた資料等が請負業務の遂行上不要となったときは、遅滞なくこれらを甲に返還又は甲の指示に従った処置を行うものとする。

3 甲及び乙は、前各項の資料等の提供、返還その他の処置等について、それぞれ実施責任者間で、書面をもって行うものとする。

(資料等の保管義務)

第7条 乙は、甲から提供された請負業務に関する資料等を善良なる管理者の注意をもって管理・保管し、かつ請負業務以外の用途に使用しないものとする。

2 乙は、甲から提供された請負業務に関する資料等を請負業務の遂行上必要な範囲内で複製・改変することができるものとする。

(作業場所の提供)

第8条 甲は、乙が請負業務を遂行するうえで甲の事務所等で作業を実施する必要がある場合は、当該作業場所（当該作業の実施に必要な機器、設備その他作業環境を含む。）を乙に無償で提供するものとする。この場合、作業実施場所及び使用条件等については、甲乙別途協議のうえ定めるものとする。

(納入)

第9条 乙は、以下の納品物を納入期日までに甲に納入するものとする。

納入期日：2023年1月16日

納品物：(1) 検討結果報告書  
(2) テスト結果報告書

納入場所：慶應義塾大学湘南藤沢キャンパス

(業務終了の確認と検収)

第10条 甲は、乙より納品物の納入を受けた場合は、納入の翌日から起算して7日（以下「確認期間」という。）以内に、納品物の内容について確認を行い、その結果を乙に対して文書で通知するものとし、確認した場合には、業務確認書を実施責任者が記名押印のうえ乙に交付し、業務の終了を確認するものとする。

2 甲の責に帰すべき事由により確認期間内に業務確認書が交付されなかった場合、当該確認期間の満了をもって甲が業務の終了を確認したものとみなす。

(請負業務料)

第11条 請負業務料全額は、次のとおりとする。

金 \*\*\*, \*\*\*, \*\*\*円（内消費税\*\*\*\*円）

(請求方法)

第12条 乙は、第10条により業務の終了を確認後、請負業務料（消費税額含）を甲に請求するものとする。

(支払方法)

第13条 甲は、第12条により乙から請求のあった30日以内に、乙所定の請求書記載の方法により請負業務料（消費税額含）を乙に支払うものとする。

(支払遅滞損害金)

第14条 甲が支払期限までに請負業務料及びその消費税相当額を支払わない場合、乙は、甲に対し、支払期限の翌日より支払日までの日数に応じ、請負業務料に対し年利3%を乗じて計算した金額を支払遅滞損害金として請求できるものとする。

(端数整理)

第15条 本契約に基づく計算結果に1円未満の端数が生じた場合、当該端数は切り捨てるものとする。

(機密保持)

第16条 甲及び乙は、本契約の履行に関して相手方から資料、電磁的記録媒体その他の有形な媒体により提供された技術上、営業その他業務上の情報であって、相手方が機密である旨表示したもの（以下「機密情報」という。）について、善良なる管理者の注意をもってその機密を保持するものとし、本契約の履行に従事する者に使用させる場合を除き、機密情報を第三者に開示してはならないものとする。

2 前項にかかわらず、本契約の履行に関して次の各号の一に該当する資料及び情報は機密情報に含まれないものとする。

- (1) 既に公知のもの、又は自己の責に帰すことのできない事由により公知となったもの
- (2) 既に保有しているもの
- (3) 守秘義務を負うことなく第三者から正当に入手したもの
- (4) 相手方から書面により開示を承諾されたもの

- (5) 機密情報によらずに独自に開発し又は知り得たもの
- 3 甲及び乙は、相手方から提供を受けた機密情報について、本契約の目的の範囲内でのみ使用するものとし、複製、改変が必要なときは、事前に相手方から承諾を受けるものとする。
  - 4 甲及び乙は、機密情報の提供、受領については、第3条に定める実施責任者間で書面をもって行うものとする。
  - 5 本条の機密保持義務は、本契約が終了した後3年間継続するものとする。

(責任の範囲及び契約不適合責任)

第17条 乙は、善良なる管理者の注意をもって請負業務を行うものとする。また甲による検収後1年以内に納品物に契約不適合が発見された場合、乙は無償で修補するものとする。

(損害賠償)

第18条 甲又は乙は、相手方の契約違反により損害を受けた場合に限り、通常の損害について請負業務料を限度として損害賠償を請求できるものとする。ただし、相手方に請求できる損害賠償の範囲には、天災地変その他の不可抗力により生じた損害、自己の責に帰すべき事由により生じた損害及び逸失利益は含まれないものとする。

(権利義務の譲渡)

第19条 甲及び乙は、あらかじめ相手方の書面による承諾がない限り、本契約上の権利又は義務の全部又は一部を他に譲渡してはならないものとする。

(契約解除)

第20条 甲又は乙は、相手方が次の各号の一に該当した場合は、何らの通知催告を要せず、直ちに本契約の全部又は一部を解除できるものとする。

- (1) 支払停止又は支払不能となったとき
  - (2) 手形又は小切手が不渡りとなったとき
  - (3) 差押え、仮差押え若しくは仮処分があったとき又は競売の申立があったとき
  - (4) 民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは破産手続開始の申し立てをし、または民事再生手続開始、会社更生手続開始、破産手続開始の申し立てを受けたとき
  - (5) 解散又は営業の全部若しくは重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき
  - (6) 本契約に違反し、当該違反に関する書面による催告を受領した後14日以内にこれを是正しないとき
- 2 甲又は乙は、前項各号の一に該当した場合は、当然に期限の利益を失い、相手方に対して負担する一切の金銭債務を直ちに履行するものとする。
  - 3 本契約が解除された場合、乙は、請負業務に要した費用を甲に請求できるものとする。

(反社会的勢力の排除)

第21条 甲及び乙は、現在、次の各号のいずれにも該当しないこと、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業。
  - (2) 総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等。
  - (3) その他前各号に準ずる者。
- 2 甲及び乙は、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約する。
    - (1) 暴力的な要求行為。
    - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。

(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。

(4) 風説を流布し、偽計もしくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為。

(5) その他前各号に準ずる行為。

(輸出管理)

第 22 条 甲は、乙から提供された資料及びそれに含まれる技術を海外に持ち出し又は非居住に提供する場合は、経済産業大臣の輸出許可を取得するなど、関連法規に基づき適正な手続きをとるものとする。

(契約期間)

第 23 条 本契約の有効期間は 2022 年 5 月 25 日から 2023 年 1 月 16 日までとする。

(民間投資の実績報告)

第 24 条 乙は、「戦略的イノベーション創造プログラム（スマートバイオ産業・農業基盤技術）実施要領」に準じて、乙が自ら支出した研究費（以下「民間投資」という。）について、「民間投資実績報告書」を作成し、甲が指定する期日までに提出するものとする。

(管轄裁判所)

第 25 条 本契約に関する一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として処理するものとする。

(協議)

第 26 条 本契約に定めのない事項その他本契約の条項に関し疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ円満に解決を図るものとする。



## 別添資料 2

### 発注仕様書（案）

慶應義塾大学

#### 1. 業務名称

スマートフードチェーンプラットフォームにおける新規ソリューションの検討

#### 2. 業務の目的および概要

慶應義塾大学では、「戦略的イノベーション創造プログラム（スマートバイオ産業・農業基盤技術）」において、農林水産物の生産から流通・小売までを繋ぐスマートフードチェーンプラットフォームの構築と社会実装を推進しており、コンソーシアムメンバーを対象に、試験システムにおいて、スマートフードチェーンの川上（生産や出荷等）から川中・川下（流通・販売・輸出等）まで、一気通貫した検証を実施している。

参考 1：戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）「スマートバイオ産業・農業基盤技術」

研究開発計画 [https://www8.cao.go.jp/cstp/gaiyo/sip/keikaku2/7\\_smartbio.pdf](https://www8.cao.go.jp/cstp/gaiyo/sip/keikaku2/7_smartbio.pdf)

参考 2：戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）「スマートバイオ産業・農業基盤技術」

公募要領 <http://www.naro.affrc.go.jp/laboratory/brain/sip/sip2/koubo/index.html>

本業務では、スマートフードチェーンプラットフォームの社会実装に向けて、コンソーシアムメンバーに限らない、外部からの新規組織の参入による、スマートフードチェーンにおける新規ソリューションの検討を行う。

（コンソーシアムメンバー：「戦略的イノベーション創造プログラム（スマートバイオ産業・農業基盤技術）」の研究グループで設立したスマートフードチェーンコンソーシアムに参画している構成員）

#### 3. 発注業務の内容

##### (1) ukabis におけるソリューションの検討

スマートフードチェーンプラットフォーム（ukabis）へのデータ連携により抽出した課題に対するソリューションについて、要件定義を行う。

##### (2) ukabis へのデータ連携による実証

(1)の検討を踏まえ、農林水産物の生産から流通・小売までに係るデータを、ukabis

へ連携する接続テストを行い、社会実装に向けた要求・機能等を整理する。

- ・ ukabis における API の利用方法については、下記を参考とすること

<https://wagri.net/ja-jp/aboutsmartfoodchain#sec2>

- ・ 接続テストは、協力機関であるネクストスケープ社の協力のもと行うこと

#### 4. 見積条件及び特記事項等

本発注業務の対象範囲について、再検討が必要な場合は双方で協議の上、決定する。

#### 5. 納品物、納入期日および納入場所

##### ■ 納品物：

- (1) 検討結果報告書
- (2) テスト結果報告書

##### ■ 納入期日：2023年1月16日

##### ■ 納入場所：慶應義塾大学 湘南藤沢キャンパス

#### 6. 実施期間

2022年5月25日から 2023年1月16日

#### 7. その他

本仕様書の内容に疑義が生じた場合、ならびに本仕様書に明記されていない内容については、速やかに作業担当者と協議するものとする。協議の結果、書面により確認された内容は、本書に優先する。

本件遂行にあたって作業者と協議する場合に、電子メール等の電子的手段を用いて連絡を取る場合がある。この場合、当該電子的手段を用いて交換された内容は、書面と同等の扱いとする。